

【ポスター発表】

**介護予防訪問介護・通所介護の新総合事業への移行問題と対応策**

—地域包括支援センターへのアンケートから—

○ 桃山学院大学 梅谷 進康 (005091)

石井 恒生 (神戸医療福祉大学・009420)、梅谷 正子 (日本介護福祉学会評議員・009397)

〔キーワード〕 地域包括ケアシステム、新総合事業、生活支援・介護予防

**1. 研究目的**

本研究では、介護予防訪問介護および介護予防通所介護（以下介護予防訪問・通所）の介護予防・日常生活支援総合事業（以下新総合事業）への移行を取り上げる。この移行により、ボランティアや自治会などといった多様な主体から支援が提供されることになる。

この大きな変化に鑑みた場合、さまざまな問題が生じると考えられる。具体的には、①利用者・家族の混乱②地域包括支援センターや市町村の負担増大などである（増田 2013；結城 2014）。

以上から本研究では、新総合事業をすでに開始した全国の包括センターを対象に調査を行い、移行問題の状況をつかむことによって、円滑な移行にむけた対応策を考察、提示することを主たる目的とする。加えて、問題のみならず、新総合事業の開始による良い影響を把握し、移行の意義やこの意義をさらに高める方策についても考察し提示する。

**2. 研究の視点および方法**

データ収集は、郵送調査法によるアンケート（自計式質問紙）で行った。調査対象は、2016年3月までに新総合事業を開始した全国の包括センターの全数1,013か所とした。調査対象者は包括センターに勤務する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の各1名で合計3,039名とした。調査期間は2017年2月13日から3月6日までであった。

分析視点は、①この移行問題と新総合事業開始による良い影響を分析し、新総合事業の意義と円滑な移行にむけた対応策を考察する、②地域ケア会議の開催状況がこの移行問題と関係があるのかを分析する、③生活支援コーディネーターの配置状況がこの事業開始による良い影響と関係があるのかを分析する、であった。

**3. 倫理的配慮**

①本研究開始前に、桃山学院大学の研究倫理審査委員会に承認を受けた。②調査対象者に「研究への協力は任意であること」「得られたデータは、学術的研究以外に使用しないこと」「調査結果を公表する際には、個人が特定できないようにすること」が書かれた説明文書を提示した。③調査結果を公表する際は、個人が特定できないように加工した。

**4. 研究結果**

質問紙の回収率は24.6%、有効回答率は21.4%であった。

新総合事業への移行の問題状況について、「要支援者等に対する訪問型・通所型のインフォーマルな支援の量の確保」など、インフォーマル関連が上位を占めていた。

新総合事業の開始による良い影響の状況について、「生活支援や介護予防について、関係機関・施設の職員、地域住民と話し合う機会が増えた」のみが5割以上の回答であった。

地域ケア推進（代表者）会議が開催されなかった場合は、「保険者による地域住民への情報発信」「保険者と関係機関の考えの共有」などについて、包括センターの専門職は「問題がある」と考える傾向が認められた。

市町村全域（第1層）に生活支援コーディネーターが配置されている場合は、「地域住民が生活支援・介護予防に関心をもつようになった」「生活支援・介護予防の多様な主体（ボランティアなど）が増えた」「生活支援・介護予防について地域住民と話し合う機会が増えた」などについて、包括センターの専門職は肯定的に考える傾向が認められた。

## 5. 考察

新総合事業の開始により、生活支援や介護予防に係る関係者間の話し合いの機会が地域によっては増加傾向と考えられ移行意義があった。しかし、意識共有を進めなければならない地域は数多くあると考えられ、市町村が中心となって関係者間の意識共有の促進を図る必要がある。このためには地域ケア会議や協議体を活用することが方法の1つといえる。

新総合事業の開始により、インフォーマルな支援が増加した地域は数少ないがあると考えられ、一定の移行意義があった。しかし、この支援が不足している地域は多いといえる。したがって、市町村が中心となってインフォーマルな支援が増加するための体制整備を図る必要がある。その整備の際には、「既存の社会資源を生かす」「地域の特長を生かす」「他の市町村の方法・方策を活用する」といった視点が大切といえる（原 2016：16）。

「地域ケア推進（代表者）会議」が万が一開催されていない市町村では、この会議の機能を発揮して、新総合事業に係る問題を生じにくくすることや改善をして円滑に移行するために、市町村のリーダーシップのもと、まずはこの会議が開催される必要がある。

生活支援コーディネーターが万が一配置されていない市町村では、このコーディネーターの役割が発揮されて、新総合事業開始の意義を高めるために、この予算確保や早期の配置が求められる。加えて、協議体が設置されていない場合も同様である。

## 謝辞

公益財団法人ユニバーサル財団から研究助成を受け実施しました。深く感謝いたします。

## 文献

原勝則（2016）「改正介護保険における『新しい総合事業』の創設とねらい」山崎泰彦監

『改正介護保険の新しい総合事業のてびきーこれでうちの自治体も安心移行・推進へ』

第一法規，2-17.

増田雅暢（2013）「予防給付の見直しは疑問ー地域包括支援センターの総合化を」『介護保険情報』14（8），18-21.

結城康博（2014）「介護保険部会を振り返って（上）ー予防給付の一部地域支援事業化」『介護保険情報』14（10），19-21.